

## 勝浦町育英奨学金所得基準額について

平成 22 年 4 月  
勝浦町教育員会

勝浦町育英奨学金貸付条例第 3 条第 1 項第 4 号に該当する基準は次のとおりとする。  
奨学金の貸与を受けるものの世帯の年間所得（所得税法による総所得）の総額が別表 1  
の世帯人員別の所得基準額以下である場合とする。ただし、母子・父子世帯、就学者の  
ある世帯その他特別の事情のある世帯については、世帯の年間所得の総額から別表 2 の  
特別控除額を控除した額を、世帯の年間所得の総額とみなすことができる。

### 別表 1

#### 高等学校・高等専門学校奨学金

	区分	所得基準額
世帯人員	1 人	2,145,000 円未満
	2 人	3,435,000 円未満
	3 人	3,960,000 円未満
	4 人	4,290,000 円未満
	5 人	4,605,000 円未満
	6 人	4,875,000 円未満
	7 人	5,115,000 円未満

世帯員が 7 人を超える場合は、1 人増すごとに 24 万円を世帯人員 7 人の所得基準額に  
加算する。

#### 徳島医療福祉専門学校・大学奨学金

	区分	所得基準額
世帯人員	1 人	2,670,000 円未満
	2 人	4,230,000 円未満
	3 人	4,920,000 円未満
	4 人	5,325,000 円未満
	5 人	5,730,000 円未満
	6 人	6,030,000 円未満
	7 人	6,330,000 円未満

世帯員が 7 人を超える場合は、1 人増すごとに 45 万円を世帯人員 7 人の所得基準額に  
加算する。

別表 2

特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額				
世帯を対象とする控除	(1)母子・父子世帯	49 万円				
	(2)就学者のいる世帯であること (児童・生徒・学生 1 人につき)	小学校		8 万円		
		中学校		16 万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国公立	28 万円	47 万円	
			私立	41 万円	60 万円	
		高等専門学校	国公立	36 万円	55 万円	
			私立	60 万円	80 万円	
		大学	国公立	59 万円	102 万円	
			私立	101 万円	144 万円	
		専修学校	高等課程	国公立	17 万円	27 万円
	私立			37 万円	46 万円	
	専門課程		国公立	22 万円	62 万円	
私立			72 万円	112 万円		
(3)障害のある人のいる世帯であること	障害のある人 1 人につき			86 万円		
(4)長期に療養を要する人のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額					
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71 万円を限度とする。					
(6)火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額					
本人控除	申込者本人が大学又は専修学校専門課程に進学する予約申込者である場合			59 万円		

備考

- 所得基準額は日本学生支援機構の第 1 種奨学金収入基準額の 1.5 倍 (7 人を超える加算額も支援機構の加算額の 1.5 倍)

- 高校・高等専門学校は学生支援機構では貸与が中止されているため平成 18 年度の数值としている。(大学も平成 18 年度から変更なし。)
- 日本学生支援機構との主な相違点

	勝浦町	学生支援機構
収入額	世帯全員の所得の合計で比較 所得税法による所得	主たる家計支持者の所得で比較 収入から経費を控除した額 (給与所得者は独自の計算：収入が 400 万円以下の場合収入金額×0.2+263 万円を控除した額等)
所得(収入)基準額	学生支援機構の基準額の 1.5 倍	収入基準額表による
特別控除	学生支援機構と同じ(改正前はなし。)	特別控除額表による